

平成 30 年度 国立大学法人宮城教育大学 年度計画

(注) □内は中期計画、「・」は年度計画を示す。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

[1] 東北地域における「広域拠点型大学」として教員養成の機能を充実させるため、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーを再点検し、入試等改革、カリキュラム改革、教育実践力強化のための実習機能の充実、大学院課程の改革を行い、教科の指導力をはじめとする高い実践的指導力を備えた教員、東北地区の中で防災教育・復興教育等の教育課題の解決や教育格差の縮減に貢献できる教員を養成し、卒業者に占める教員就職率（臨時的任用を含む）75%を確保する。

- ・ [1]-① 高大接続改革に対応し、共通テスト対応の入試の実施準備と併せて、新しいアドミッション・ポリシーを策定し、公表する。
- ・ [1]-② 平成 29 年度に変更して実施した学部の推薦入試について検証し、より円滑な推薦入試の実施に資する。
- ・ [1]-③ 就職担当教員会議及びキャリアサポートセンターで教員就職に関する情報の共有するなど連携を強化し、就職支援対策の改善を図る。

◎学士課程

[2-1] 子供たちの学ぶ意欲を喚起する学習や生活について、カリキュラム委員会と目標・評価室との連携の下に、能動的学習の在り方を見直す。そこで、義務教育 9 年間の学びの中で適切に指導することができる力を、理論と実践の往還により学部 4 年間の教育課程の中で体系的に養い、異校種の教員免許をもって卒業・修了する学生の割合を 9 割で維持する。

- ・ [2-1]-① アクティブラーニングによる授業の学生への効果を検証し、学生には義務教育の学びの中での指導力を体系的に養成する。またアクティブラーニング型授業に取り組む教員への支援を実施する。
- ・ [2-1]-② 平成 29 年度の異校種免許状取得状況を踏まえ、学生が異校種教員免許状をより取得しやすい方策を検討する。

[2-2] 理論と実践のより効率的な往還を目指して、教育実習の内容を「教育実践体験演習」「教育実践研究 A、B」とリンクさせるなどの改善を平成 30 年度までに行う。

- ・ [2-2] 大学教員による教育実習関連科目（教育実践体験演習、実践研究 A、B 等）での教育実習の実践授業、研究授業等の授業参観等の継続及び授業公開の機会を増やすための調整等を実施する。

[2-3] 「学び続ける教員（イノベーティブ・ティーチャー）」の土台づくりとして幅広い教養と教科の専門性を基に、教育をめぐる諸事情を多面的、多角的に理解させる「現代的課題科目群」の履修を通して、教育の質を向上させる。

- ・ [2-3] 現代的課題科目の履修ガイダンスにおいて、「幅広い教養と教科の専門性を基に、教育をめぐる諸問題を多面的に理解させる」という趣旨の理解をより徹底させる

とともに、学生の履修状況及び学習成果を検証し、教育の質向上について検討する。

[2-4] 学校安全・防災に関わる教育の機会を充実させ、平成 29 年度までにマイスター（仮称。既存の民間防災資格取得に必要な学修を踏まえて学校安全・防災教育の推進に必要な学修を体系化するとともに、体験的活動を含む学習は公開講座等で補充し、修了した学生には学校での防災教育・防災管理における有力な指導者としての力量を備えている者として認定予定。）を設定し可視化するとともに、安全教育、安全管理、組織活動に関する実践的指導力を涵養する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・ [2-4] 学校防災安全マイスター（仮称）のプログラムを試行として開始する。

[2-5] 「理工系人材育成戦略」として、小中一貫教育を視野に小学校教員を目指す初等教育教員養成課程の全学生に、本学の特色でもある理科実験観察を必修科目として課し、常に改善を行いながら初等中等教育における創造性・探究性を育成する。

- ・ [2-5] 初等教育教員養成課程（幼児教育コースを除く）の必修専門科目「理科」における理科実験の内容を検証し、創造性及び探究性を育成する。

[2-6] 保育に関わるカリキュラムの改革を行うことにより、就学前教育・保育を充実させ、新たな仕組みに対応するとともに、初等教育との接続を担う人材育成を行う。

- ・ [2-6] 大学改革検討特別委員会の方針に沿って、保育士養成の可能性について更に検討する。

[2-7] インクルーシブ教育構築に向けて、全ての学生が特別支援教育（全 5 領域）に関する認識を深められるよう学習プログラムを充実するとともに、特別支援学校教員免許状を取得する学生数を 10%増加させる。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・ [2-7] 教員採用時において、（主免許又は副免許として）特別支援学校教員免許状取得者が有利である傾向及び学生の同免許取得の要望増加見込みを踏まえ、時間割の工夫、授業科目及びクラスの出講増（非常勤講師の採用等）等について検討する。

[3] 入試等改革及び就職指導の体系的計画的実施により、卒業者に占める教員就職率（臨時的任用を含む）について 75%を確保し、卒業者に占める学校、教育福祉関係機関（保育所、民間教育産業、社会教育施設）の就職者の割合について、80%を確保する。また、第 3 期中期目標期間中に、本学学部卒業者・大学院課程修了者が宮城県小中学校教頭職の 35%となるようにし、教育委員会と連携してスクールリーダーの養成に努め、管理職として課題が山積している教育現場に貢献する。

- ・ [3]-① 平成 29 年度に引き続き、体系的なキャリア形成プログラムを実施するとともに、1 年次からの面談等を充実させることにより、教員という職業の魅力を伝え、教員採用試験の受験率の向上を図る。また、教員養成育成協議会を通じて、本学学部卒業者又は本学大学院課程修了者の教員キャリア教育の改善に資する。
- ・ [3]-② 平成 29 年度実施の新たな推薦入試で入学した学生の動向を見ながら、教員志望の学生の受験を促すような入試制度の開発を検討する。

[4] ICT活用や学力格差の問題解決に向けた大学の研究を教職大学院学生と協働で取り組むなどの活動、「学び続ける教員（イノベーター・ティーチャー）」の土台づくりとしての学部教育の質の向上、大学院課程における教科指導と教育経営に関する包括的な学修の充実により、学び続ける教員の育成と支援を行う。

- ・ [4] 県内の学校教員を対象とした技術研修会を実施する。

◎大学院課程

教育課題を解決するために教科の専門性を基にした実践的指導力を身につけるため、特に東日本大震災以後著しくなった学力の低下という教育実践現場での課題の解決を目指し、教科専門と教科教育を融合した学修の充実に向け、以下について実施する。

[5-1] 「学び続ける教員（イノベーター・ティーチャー）」の支援を強化し教科指導力を高めるため、平成 29 年度までに修士課程と教職大学院の入学定員の配分を見直す。

- ・ [5-1] 平成 34 年度予定の本学の教育課程の改組の方向性に沿った対応を検討する。

[5-2] 宮城県においては、教職大学院及び修士課程に進学予定又は在籍中の者が教員採用試験に合格した場合、修了までに採用候補者名簿への登載が猶予されることになったことを受け、1 年次から教職大学院進路・就職指導部会の指導を活発化させることにより、第 3 期中期目標期間中の教職大学院修了者（現職教員を除く）の教員就職率を 100% で維持し、修士課程修了者（現職教員を除く）の教員就職率は 80% を確保する。

- ・ [5-2] 教職大学院進路・就職指導部会及びキャリアサポートセンターが、学生の就職指導に関する情報を共有して共働する仕組みを検討する。また、キャリアサポートセンターと教職大学院進路・就職指導部会との連携を図り、系統的なキャリア形成プログラムを検討する。

[5-3] 広域拠点型大学として教員養成に係る先導的な役割を果たすため、平成 30 年度までに、東北地区各県の教育委員会や独立行政法人教員研修センター等外部機関と協働して、教育経営に係るスクールリーダー養成を目的とした教職大学院のモデルカリキュラム（プロトタイプ）を開発する。

- ・ [5-3] 独立行政法人教職員支援機構が教職大学院にも開放している種々の研修について、教職大学院の中で開発するモデルカリキュラムの中で活用し、それらを東北教職高度化プラットフォーム内の大学においても共同的に活用し、受講生が幅広いネットワークを持つことができるように展開する。

[5-4] 「学び続ける教員（イノベーター・ティーチャー）」としての資質を涵養するため、学生の実践的な学修の支援を目的として附属学校に設置した「キャリア育成オフィス」を活用し、授業研究を附属学校教員とともに行うモデルカリキュラムを平成 30 年度までに開発する。さらに、教育委員会の協力を得て平成 33 年までに附属学校以外の公立・私立学校と連携したカリキュラムへと発展させる。

- ・ [5-4] 本学、宮城県教育委員会及び東北工業大学による協定に基づく仙台南高等学校での授業改善並びに附属学校での授業改善への学生の関与について検討する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

[6-1] 学術研究の発展に加えて、社会の変化や教育現場の課題に即応した先導的な教育を実施するため、教員公募の在り方については、平成 29 年度までに幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、中等教育学校での教員としての経験を加味する体制を策定する。また、専ら研究者として活動してきた者を本学教員として採用する場合には、一定の期間、附属学校等での研修を義務付ける。第 3 期中期目標期間中の教員新規採用者のうち教職経験者の割合を平均 30%で維持し、教職経験のある専任教員を 20%以上確保する。また、第 3 期中期目標期間末までに、学校現場での授業実施や児童・生徒を直接指導した経験を有する教員を全教員の 90%以上とする。

- [6-1]-① 人事委員会で、教職経験のある専任教員の確保等のため、募集要項の記載事項の見直し等の手段について検討する。
- [6-1]-② 平成 29 年度に把握した学校現場での授業実施又は児童若しくは生徒を直接指導した経験を有しない教員に対しての学校現場での研修等実施について検討する。

[6-2] 教員を目指す学生が不安なく教職の現場に入れるよう、教職経験のある特任教員のきめ細かな指導体制を充実させるため、全特任教員のうち教職経験者の割合を 60%で維持する。

- [6-2] キャリアサポートセンター所属の特任教員に教職経験者を採用し指導体制の充実を図るとともに、採用計画を検討する。

[6-3] 学校現場での教育経験を持つ教員と専ら研究者として活動してきた教員が共同で行う授業について、学部学生が毎年受講するよう平成 30 年度までに教育内容を見直し、理論と実践との往還の質を高める。

- [6-3] 実態の把握の結果及び教育内容の見直しを反映させながら授業を継続的に実施し、質の向上を維持する。

[6-4] 教職大学院の現職派遣学生の 2 年次における原籍校での理論と実践を往還した学修支援を実施するために、法令等に則りつつ、平成 29 年度までには教職大学院専任教員の学部・修士課程で担当する授業が年平均 10 単位以下となることを目標とし、平成 31 年度までにさらに見直しを加える。

- [6-4] 平成 29 年度の調査に基づき、平成 30 年度は平均が 10 単位以下となるように、教職大学院教員の学部授業担当を調整する。

[6-5] 教育委員会の幹部職員等が構成員となる教育連携諮問会議を開催する。第 2 期中期目標期間中も会議での要望を受け教職大学院に教育経営コースを設置する等の改善を行っているが、第 3 期中期目標期間においても教育委員会からの要望を真摯に受け止め、カリキュラムに反映させる等の改善を行う。

- [6-5] 平成 30 年度教育連携諮問会議を開催し、本学における教員養成教育及び現職教育に関し、教育への社会の要請を的確に受け止め、質の向上を図る。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

[7] 被災した学生を含め、経済的に困窮している学生が学業に集中できるように修学環境を支援するため、引き続き被災枠の入学料免除及び授業料免除の制度等を実施する。また、被災した学生には、学生支援担当職員と教員が情報共有を密に行い、連携しながら修学を支援する相談体制を確立する。

- ・[7]-① 東日本大震災の被災枠に熊本地震の被災枠を追加した平成 29 年度に引き続き、被災学生を対象とする入学料及び授業料の免除を実施する。
- ・[7]-② 給付型奨学金及び授業料等の免除制度に関する周知を平成 29 年度に引き続き実施する。また、教員及び教務課職員との連携を図り、経済的困窮学生の修学を支援するため、相談体制を整備する。

[8-1] 学生のサークル・クラブ等の活動を通じて教育者に求められる豊かな人間力を向上させコミュニケーション力を高めるため、新規でのサークル団体の立ち上げや活動の強化・活性化を計画している団体に支援を行う学内制度等を充実し、課外活動の支援を行う。

- ・[8-1] 学生のサークル活動への支援充実及び活性化推進により、豊かな人間力やコミュニケーション力を高める環境を拡充する。

[8-2] 小中学校の教育現場で学ぶ機会を充実させるため、仙台市教育委員会の学生サポートスタッフ事業（幼・小・中・高等学校での授業、行事、クラブ活動への指導補助等のボランティア活動）への学生派遣について、平成 33 年度までに平成 27 年度の派遣数の 10%増とする。

- ・[8-2] 学生サポートスタッフ事業の学生への周知方法の改善を検討し、また、ボランティアに対する意識向上を図ることにより、派遣数増加を図る。

[9-1] 学生が目的を持って充実した学生生活を送ることができるように、入学から卒業までの間に 1 年次には新入生合宿研修、2 年次には 2 年次キャリア形成研修、3 年次、4 年次には教員採用対策を始めとした就職研修を計画的に行う。

- ・[9-1] 2 年次キャリア形成研修の充実並びに 3 年次及び 4 年次の就職研修の改善について検討し、体系化を図るとともに、1 年次面談の新設、ふるさとインターンシップの実施、3 年次面談の充実等の入学から卒業までの一貫した就職意識を醸成する計画を構築する。

[9-2] 学生相談について、学生相談室、保健管理センター、しょうがい学生支援室の組織の統制化を念頭に、障害学生を含む様々な学生に対し、きめ細かな相談対応が実現できる体制として構築する。

- ・[9-2] きめ細かな相談対応が実現できる体制の基礎の構築に取り組み、学生相談体制の充実を図りながら、入学前から卒業に至るまでの総合化かつ一本化に向けた支援体制構築を推進する。

[10-1] 大学としての就職戦略の基本方針を立て、就職指導、就職支援の分担と就職担当教員とキャリアサポートセンター教員の協力体制を全学的に確立することにより、教職への意識を高め、教員就職を志望する学生を増やし、教員採用試験の受験率を 80%とする。

- ・ [10-1] 就職担当教員会議を随時開催し、教職協働による就職支援体制の整備及び充実について検討する。

[10-2] 教員への就職が決まった学生の不安を取り除くことを目的に実施するフォローアップ講座の受講者数を、平成 33 年度までに第 2 期中期目標期間中の平均受講者数の 20% 増とする。

- ・ [10-2] 「フォローアップ講座」の意義について周知し、受講者の増加を図る。また、平成 32 年度からの小学校での外国語教科化の対策のため、「小学校英語 Intensive Course」を開講する。

[11-1] 「障害者差別解消法」及び「改正障害者雇用促進法」施行に備えたバリアフリープロジェクトを全学的に立ち上げ、「差別解消」、「合理的配慮」、「相談・紛争解決」のための組織作りを推進する。また、障害学生の細かなニーズに対応できる支援体制を充実させられるよう、「特別支援教育マインド」のある学生を醸成すべく、学生ボランティアへの自発的な参加を募り、支援学生が今後のインクルーシブ（共生）社会へ貢献できるよう啓発・育成を行い、学生ボランティアの登録数を平成 33 年度までに第 2 期中期目標期間中の平均登録数の 10% 増とする。さらに障害学生支援のネットワークとして連携する大学を 17 大学以上に広げる。 **（戦略性が高く意欲的な計画）**

- ・ [11-1] 障害を理由とする差別の解消の推進に関する様々な事項を審議するため、インクルージョン推進委員会を開催するとともに、関係部署と担当教員との連携強化による支援の充実、「アクセシビリティ向上計画」などの施策による学内バリアフリー化の推進、本学の障害学生支援の周知強化によるボランティア数の増加、などにより支援体制の充実を図る。

[11-2] 本学の強みでもある特別支援教育 5 領域に対応した教員組織を基に「しょうがい学生支援室」の各しょうがい部会の課題を分析し、音声認識技術を活用した通訳システムなど支援対策の導入の検討を進め、今後も障害支援の充実した体制作りを推進・強化し、全ての障害学生の学習を合理的配慮の下に保証する。

- ・ [11-2]-① 音声認識システム（UD トーク）、関連機材等の円滑な運用のため、学習支援用機材等の拡充を図る。
- ・ [11-2]-② 「アクセシビリティ向上計画」での取り組みを実施し、学内の施設及び設備全般が誰にとっても使いやすい施設及び設備になるよう順次取り組みを推進する。

[11-3] インクルーシブ（共生）社会の実現に向け、障害のある学生が教育実習を行う際、附属学校・教育委員会等と連携し、一般校において障害のある学生が支障なく実習を行えるよう啓発を行い、FM を使った聴覚保障システムや遠隔地通訳、ノートテイカーの派遣などの協力体制をより一層充実させ、すべての障害学生の実習を合理的配慮の下に保障する。

- ・ [11-3]-① 障害のある学生の教育実習について、附属学校、教育委員会、教育実習協力校等と連携し、学生が支障なく実習を行えるよう支援する。
- ・ [11-3]-② 障害学生個人に応じた「合理的配慮」を検討した上で、教育実習校と連携して当該学生が必要な支援を受ける環境を整備し、当該障害学生の教育実習が効果的に実施できるよう取り組みを推進する。また、障害学生がその障害及び

自身に対する「合理的配慮」を他者に伝えることのトレーニングを実施する。

[11-4] 教職員や支援を行う学生への啓発・研修を充実させるとともに支援体制の整備を行い、日本学生支援機構の「障害学生修学支援ネットワーク事業」の拠点校として引き続き体制整備セミナーや専門テーマ別障害学生支援セミナーを実施し、障害学生支援のノウハウの蓄積と普及を進める。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・[11-4] 日本学生支援機構(JASSO)の研修会開催の機会を活用し、学内に向けた研修会の開催及び学外の関係者をサポートする取り組みを検討するとともに、年間の研修会の予定を踏まえた上で、学内の関係機関と連携して、教職員及び支援を行う学生が研修会に参加ができるように環境を整備する。また、在仙『障害学生支援大学間ネットワーク情報交換会』においては、JASSO 拠点校である本学に対する本格的なネットワーク構築を要望する期待が大きいことを踏まえ、同連絡会議を基盤として本格的なネットワーク構築に向けて発展させる。

[11-5] 筑波技術大学にある「日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク(PEPNet-Japan)」の連携大学として取り組んで来た遠隔情報保障事業のノウハウに基づき、大学間の連携支援体制を強化し、これまでの事業の課題について常に改善策の見直しを行い円滑な支援を実現する。また、筑波技術大学で開発した聴覚・視覚障害のある学生のための TOEIC 学習システムの運用及び英語の授業支援の在り方について引き続き見直しを行い、障害のある学生と健常者の学生がともに受講できる環境を実現させる。

- ・[11-5] 大学間遠隔情報保障支援については、全学的に運用上の問題点などについて検証しつつ支援の充実を図る。また、英語の授業支援においては、障害のある学生への配慮及び学生本人の適切な評価に基づいたクラス分けの実施に向け、英語教育講座の協力を得て検討する。更に、障害のある学生でコミュニケーションが苦手な学生への対応方法及び講義のあり方についても全学的に確認及び検討を実施する。

[11-6] 筑波技術大学の呼びかけにより開催している「障害学生支援大学長連絡会議」について、東北地区の大学へ参加を呼びかけ、連携を強化し、障害のある学生のより良い修学環境及び支援体制を整備する。また、仙台学長会議において提起された「仙台地区障害学生支援ネットワーク情報交換会」において、本学が事務局としてリーダーシップを取り、仙台地区における大学の障害学生支援について情報収集及び情報発信を行い、連携・協力体制を強化する。

- ・[11-6] 地域連携を目指して、大学の状況を確認する連絡会の開催を継続するとともに、地域全体で実施可能な施策等を検討する。また、JASSO 拠点校である本学に対する本格的なネットワーク構築を要望する期待が大きいことを踏まえ、連絡会を基盤として本格的なネットワーク構築に向けて発展させ、在仙大学のネットワーク構築後は、東北地区の教育系国立大学へネットワークを拡充する。

(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

[12-1] アドミッションポリシーに適う入学者を迎えるため、アドミッションオフィスを設置し、IR (Institutional Research) に基づく戦略的な入試方法改善策(推薦枠の拡大等)を策定し、より多面的・総合的な選抜に転換することによって、教員への意欲の高い受験生を確保する。

- ・[12-1]-① 平成 29 年度に内容を変更して実施した推薦入試の実施段階における点検及

び再確認を実施する。

- ・ [12-1]-② 平成 33 年度入試の予告内容を検討するとともに、学部教育課程改組に伴う平成 34 年度入試の選抜方法を検討する。

[12-2] 第 2 期中期目標期間では、入学の段階で教師を志す意思を明確にしている学生が 7 割弱であったことから、入学者の追跡データを集約・検証し、第 3 期中期目標期間中に 8 割まで上げる。宮城県教育委員会と本学が実施する高大接続事業「教師を志す高校生支援事業」を継続的に実施し、高校生に教員養成大学のミッションの理解を進めるとともに、高校におけるキャリア教育に協力することで教員になるという目的意識を持った入学者を増加させる。

- ・ [12-2]-① 「秋のミニオープンキャンパス」を本学を目指す高校生向けに相談コーナーを充実させるなど、広い意味で本学の広報の側面も合わせ持つオープンキャンパスとは異なる内容として企画する。
- ・ [12-2]-② 教員志望の学生の増加を図るため、入学試験の在り方について検討するとともに、入学時から卒業までの学生の動向を検証する。
- ・ [12-2]-③ 「教師を志す高校生支援事業」を平成 29 年度と同規模で実施する。
- ・ [12-2]-④ 高等学校へ訪問して高校生に大学での学修及び教員となることの魅力について直接働きかける大学説明会を実施することにより、教師を志す意識の強い入学者の増加を図るほか、訪問する高校数の増加や説明会の内容の充実を図る。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

[13-1] 広域拠点型大学として教員養成に係る先導的な役割を果たすため、外部機関や地域社会と連携した教師教育に係る研究に、学長のリーダーシップのもと戦略的に財源を配分する。

- ・ [13-1] 教育長との意見交換会を基幹事業とし、当該事業で課題を把握し、連携して課題解決に取り組むというスキームで実施する。また、教職大学院連携事業、いじめ防止事業、中教審答申対応事業及びグローバル化事業等については、プラットフォーム会議において検証し、次年度以降の方針を判断する。

[13-2] 教師教育に関する各種委員会の活動等、学内の教員養成教育を対象化した研究を行い論文として発表することを、研究活動として教員評価に反映させるなどにより勧奨する。年度ごとに 1~2 件程度の研究を論文として発表する。

- ・ [13-2] 教師教育に関する研究活動を奨励するため、研究論文数を教員評価調査票の項目に追加する等、教員評価に反映する方法を検討する。

[13-3] 科学研究費助成事業を始めとした外部資金の獲得と正しい活用に関する認識を深める活動として、全教員を対象とした「学内科学研究費助成事業説明会」や「研究倫理教育事業」、全職員を対象とした「コンプライアンス教育事業」を行い、平成 28 年度～平成 30 年度の平均の科学研究費助成事業への申請者の割合を応募資格者の 70%とする。また、附属学校教員の個人研究を奨励するため、附属学校で研究の方法や研究費獲得の方法を周知する活動を行う。科学研究費助成事業の奨励研究への申請について、平成 23 年度～平成 27 年度の申請件数平均 6.1 件を、第 3 期中期目標期間中は平均 10 件以上とする。

- ・ [13-3] 科研費申請者数の増加を図るため、学内において説明会を実施する。

[13-4] 地域社会や附属学校と連携した研究の開発と充実のため、研究対象となる幼児・児童・生徒、学生、教員職員等の著作権及び肖像権、個人情報等の取扱いについて見直しを進め、平成 30 年度までにガイドラインを策定し、研究者、教員、保護者等からのフィードバックを受けて改善を続け、研修等により周知を行う。

- ・ [13-4] 研究資料や教材の公開や電子化における、著作権等を含む個人情報保護についてのガイドラインの策定を行う。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

[14] 本学の強みである理数教育、英語教育、特別支援教育、ICT 教育などの他に、現代的な教育課題について、新設の「教育研究機構（仮称）」や附属学校での実践研究など、重点的な学術研究課題を設定し、戦略的な外部資金獲得計画を策定するとともに、重点的に学長裁量経費を配分して研究活動を続け、外部資金獲得後は効率的に運用する。

- ・ [14] 現代的な教育課題に対応するための研究課題に対して、重点的に研究費を配分する。

[15] 「理論と実践の往還」について、附属学校を実践・研究の場としてより一層活用するために、大学（研究者教員）と教育現場との接続の円滑化と課題に即した連携を深めることを目的に、教育現場の課題を承知し、学校現場での教員としての実務経験のある教員を配置する。

- ・ [15] 附属学校等の教育現場と連携した共同研究を実施する。

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

[16-1] 平成 25 年度から開始した「地（知）の拠点整備事業（大学 COC 事業）」で構築した宮城県内の教育委員会等との連携を強化し、学校現場の課題を把握し、「学び続ける教員（イノベーター・ティーチャー）」の養成・育成を行うため、宮城県内での教員研修（初任者研修、5 年経験者研修等）に講師派遣で協力する他、公開講座と教員研修の相互活用（10 年経験者研修とスクールミドルリーダー研修等）、学校現場支援（宮城県教育委員会の「みやぎ教員サポートプログラム」等）に積極的に貢献する。

- ・ [16-1]-① 宮城県教育委員会と連携し、10 年次経験者研修又は初任者の研修を兼ねた公開講座を開設する。
- ・ [16-1]-② 宮城県内の教育委員会の学校現場支援施策に協力する。
- ・ [16-1]-③ 平成 29 年度に引き続き、文部科学省委託事業「小学校英語の授業にいかせるスキルアップ講座」と連動した上で、東北 6 県の小学校教員の英語教育実

践能力及び英語教育運用能力の向上を目指した連携を図る。(東北6県の各県への宮教大教員の派遣と連携に基づき、各県での講習、研修会、ワークショップなど開催も引き続き、実施する。)

[16-2] 東北地区の教育長の定期的な集まりである教育長会議と連携し、東北地区の課題や要望の把握を行う一方、教員養成の広域拠点型としての役割を果たすため、平成27年3月に設置した「東北教職高度化プラットフォーム会議」で問題の共有化と解決に向けた取組を協働して行う。「東北教職高度化プラットフォーム会議」は毎年2回以上開催し、それを母体に東北地区の教員養成学部及び教職大学院との連携を深め、管理職養成のためのカリキュラム開発や広域教育課題(学力向上やいじめ防止等)の共同研究等、教員養成と現職教員の育成に協働して取り組み、その成果については各種講演会や研修会を行う等により地域に還元する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・[16-2] 教育長との意見交換会を基幹事業とし、当該事業で課題を把握し、連携して課題解決に取り組むというスキームで実施する。また、教職大学院連携事業、いじめ防止事業、中教審答申対応事業及びグローバル化事業等については、プラットフォーム会議において検証を実施し、次年度以降の方針を判断する。

[16-3] 教員免許状更新講習については、必修講座を中心に体験型講習など内容の改善を進めつつ必要数を提供する。また、引き続き、小学校教諭の中学校英語2種免許取得のための「小中併有免許講習」も併せて実施する。公開講座については、防災教育を始めとする免許法認定講習や教員免許状更新講習を相互関連させ、現職教員への付加価値を向上させる他、資格や職種毎の各種講習及び研修会の地域開催、テレビ会議システムを活用した開催、学都仙台コンソーシアムサテライトキャンパスを活用した開催等、様々な取組を充実させ、現職教員・市民に広く教育研究の成果の還元を行う。

- ・[16-3] 教員免許更新対象者の需要増加に対応し、教員免許状更新講習の必修講習及び選択必修講習の講習数を増やして対応する。また、平成27年度から平成29年度にかけて実施した「小学校教員のための中学校英語免許取得講習」については、免許法認定公開講座として4科目の講習を実施し、中学校英語2種免許取得者の増加に寄与する。

[16-4] 日本学術振興会委託事業「ひらめき☆ときめきサイエンス」等の第2期中期目標期間の成果を踏まえて、自然体験を通じて地域の幼児・児童の感性を育成し、地域における小中高生に対する科学の創造性や探究心を育み、意欲や能力のある児童・生徒の才能を伸ばす活動を行う。

- ・[16-4] 「ひらめき☆ときめきサイエンス」の事業を通して、地域における小中高生に対する体験的学習活動を行い、広域拠点型大学として地元の教育に貢献する。

[16-5] 広域拠点型大学として、地域の課題(ニーズ)と大学の資源(シーズ)の効果的なマッチングによる地域の課題解決、更には地域社会と大学が協働して課題を共有し、それを踏まえた地域振興策の立案・実施まで視野に入れた取組を、平成27年度に整備した情報交換システムを活用して進め、平成33年度中に宮城県内の小・中・高等学校の10%以上の現職教員と教育問題に関するコミュニティを形成し、これを東北全域に拡大する。

- ・[16-5]-① 平成29年度までにシステムの構築がほぼ達成されたことを踏まえ、大学の授業及び現職教員研修での活用推進に向けた取り組みを検討する。
- ・[16-5]-② 「東北教職高度化プラットフォーム会議」と東北6県の教育長との意見交換

を継続し、東北地区の協働体制を強化する。

[17] 教育現場で求められている現代的課題（21世紀型スキル、ICT活用、インクルーシブ教育、キャリア教育等）及び特に東日本大震災後強く求められている学校安全・防災教育や復興教育の研究を推進し、研究成果を学内の教育課程で授業科目に反映させる。授業の教材等は、平成27年度に整備した情報交換システムを活用して宮城県内の教員に公開し、更に東北地域社会にも拡大する。

- ・[17]-① 現代的課題並びに学校安全・防災教育及び復興教育の研究を推進し、その成果を授業内容及び研修会に反映させる。
- ・[17]-② 平成29年度に運用を開始したCITシステムを活用して、情報交換のコミュニティの形成の促進及び教育資産アーカイブの内容の充実を図る。

4 その他の目標を達成するための措置

(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

[18] 教員養成課程を持つ海外の大学との交流については、教員養成の観点からプログラム内容について恒常的な見直しと改善を行い、アジア太平洋諸国を中心に広く世界の大学と共同研究、学術交流を行う。

- ・[18] 中国で開催される日中韓3か国学生会議、東アジア教員養成コンソーシアムのシンポジウムに参加する。海外の協定校等との連携について確認するとともに、学生交流をはじめとする学術交流活動を推進する。

[19-1] 教育復興支援センターも公式関連事業に参画した「第3回国連防災世界会議」の成果文書「仙台防災枠組2015-2030」及び「仙台防災協力イニシアティブ」の指針に基づき、東日本大震災被災地の教員養成大学として、アジア太平洋地域諸国の防災教育機関との共同プロジェクトを継続し、その成果を国際的な会議等で公表するとともに、本学の防災教育体系に反映させる。

- ・[19-1] 平成29年度までに確立したAIT-DPMM、タイ教育省との連携関係を基に、防災人材育成及び共同研究を実施する。

[19-2] 国連防災世界会議やESDに関する各種事業に教員及び学生が企画運営を通じて参画してきた実績を踏まえ、ESD（防災教育、国際理解教育、環境教育等）に関する国内外のネットワークと協働して学術研究を行い、その成果を本学の学部教育及び大学院教育に反映させる。

- ・[19-2] ESD/ユネスコスクール東北コンソーシアムの一員として学校支援、教員研修等の活動を実施する。また、運営委員会及び総会の開催時に情報共有や、意見交換を実施する。

[20-1] 実践力強化に向け、1～2週間程度の海外研修のコースを第2期中期目標期間の4コースより増やし、海外経験を持つ学部卒業生を2割程度にする。

- ・[20-1] 海外経験を持つ学部卒業生を増加させるため、海外研修プログラムのさらなるコースの充実を図る。そのためにJASSOの奨学金を獲得する。

[20-2] 学部 1、2 年生に TOEIC の受験を引き続き義務付け、2 年次終了時点までに英語の語学力指導を強化し、500 点に達成できる学生を卒業時には 3 割程度とする。また、継続して英語を学修できるよう 3、4 年生に向けて開講している「発展英語」受講者の TOEIC 平均点を 600 点程度とする。

- ・[20-2] 卒業生全員が TOEIC500 点以上になる比率が 3 割まで向上することを目標に、これまでどおり学生の在学期間中における語学力向上の環境を整備する。

[21] 専門的な知識・技術を持つスタッフを中心に、第 2 期中期目標期間中に実施してきた文部科学省の「大使館推薦による国費外国人留学生（教員研修留学生）」事業やユネスコ事業並びに JICA 集団研修事業などについて、その関係国や団体のニーズに応じた国際的な教育交流・支援活動を全学的組織体制により継続して実施するとともに、JICA 集団研修事業においては、事業毎の研修課題を設定し、JICA 東北との連携を強化して、アジア・アフリカ地域を中心とした教員の研修を実施する。

- ・[21] 平成 30 年度実施が見送られたため、JICA 集団研修を平成 31 年度再開に向け、より多くの国々を対象に広範囲に実施できるよう、実施方法改善の検討を JICA 東北と連携協力して実施する。また、国際協力機関を通じたアジア・アフリカ地域を中心としたプログラムの開発及び教員の研修への組織的な貢献を実施する。

(2) 附属学校に関する目標を達成するための措置

[22-1] 学生教育と研究に関する大学の考え方を附属学校教員と共有するために、大学が主導する教育と研究に関する共通理解を進めるため、①学部カリキュラムとそれに連動した教育実習について、②教職大学院カリキュラムと学校における実習について、③附属学校を活用した研究等の成果と課題について、平成 28 年度から大学と附属学校が共同して研修会等を開催する。

- ・[22-1] 教職大学院の基礎実践研究 I を実施する附属小学校又は附属中学校教員を対象に本学教職大学院のプログラム理解を目指して、説明会を実施する。

[22-2] 大学の研究に資する活動を展開する能力及び本学学生に対する適切な指導を行う能力を向上させるため、附属学校教員が自主的な研究活動を継続的に行うよう、研究発表時には勤務態様等の環境を整え業務の一環として行えるようにする。これらの研究の成果は、附属学校の教員が非常勤講師として行う授業の中で学生教育に還元する。

- ・[22-2] 個人研究及び共同研究を継続的に推進するため、「教員多忙解消」により教員の勤務環境等を改善しながら、大学教員との連携を深め、効果的な指導方法を探求する。成果は、大学での講義、教育実習、教職大学院生への授業提供等により、学生教育に還元する。

[23] 大学は、現在進行中の全国公募型事業である附属中学校の ICT を活用した教育に係る研究開発学校としての事業や、附属小学校が中心に進める英語教育強化地域拠点事業等を各附属学校とともに推進し、新たな公募型事業についても、大学教員と附属学校との連携のもと、人的資源に配慮しながら積極的に取り組み、その成果を地域に還元する。

- ・[23] 研究開発事業は 1 年間の事業延長（平成 30 年度）が承認されたことにより、これまでの取り組みを踏まえて継続的な指導を展開し、先導的モデルとしての質の向上を図る。また、外国語教育強化地域拠点事業は平成 29 年度で事業を完了したが、今後も外国語教育活動の研究に大学教員と連携して継続的に取り組み、研究成果については平成 30 年度の公開研究会での実践発表により地域に発信及び還元する。

[24] 附属学校は、大学と教育委員会等が組織的に連携して取り組む教育の課題解決に協力し、授業づくりや教材研究についての知見を、公開研究授業等を通じて地域に提供する。

- ・ [24] 公開研究会を教員免許状更新講習として位置づけるなど各校園の特徴を生かした形で実施方法を工夫し幅広く参観者の受入を目指すほか、出前授業等を通じて地域に研究成果を広く発信する。

(3) 附属図書館・センター等に関する目標を達成するための措置

◎附属図書館

[25-1] 学修、教育に必要な資料の収集・充実を行い、「学び続ける教員（イノベーター・ティーチャー）」の養成、「人間力」を備えた教員の養成を支援するため、学修・教育に必要な図書を集集し、より充実した資料の整備をする。学生の学修動向を把握し、ニーズに対応した利用環境の整備・充実に取り組み、アクティブ・ラーニングを軸とした学生の学修空間の確保と意欲喚起を行い、入館者数・スパイラルラボ利用率を第2期中期目標期間より10%増加させる。

- ・ [25-1] 改訂予定の高校中学年の教科書及び指導書を整備することで、高校教員採用試験を目指す学生を支援する。また、学修空間検討部会の活動を本格化させ、具体的な改善策を検討する。

[25-2] 実践的指導力を有する学校図書館司書教諭養成の支援や情報検索・レポート作成支援に図書館職員が積極的に関わる等の支援を強化する。

- ・ [25-2] 学校図書館司書教諭養成のための司書教諭授業を支援するとともに、『エール!』に基づく講習会により、学生がアカデミック・リテラシーの基礎を習得できるよう支援する。また、学修サポーターの活動を継続し、利用者数の増加を図るとともに、図書館に対するニーズを把握する。

[25-3] 生涯学習社会に対応するため、地域への開放を促進し、地域住民の利用者数を第2期中期目標期間より5%増加させる。また、機関リポジトリを通じて情報発信と支援の機能を充実させ、本学の教育・研究成果を広く地域社会に公開し、コンテンツ数及びダウンロード数を平成27年度より10%増加させる。

- ・ [25-3] 所蔵資料を活用した展示会を実施し、地域住民に本学の活動を広く周知する。また、『大学紀要』の登録及び公開を実施するとともに、教員が執筆した論文、各講座で刊行している論集などの機関リポジトリへの登録を促し、コンテンツ数及びダウンロード数の増加を図る。

◎センター

[26-1] 教育研究を担当する7つのセンター等（保健管理センター、情報処理センターを除く）を改組し、平成29年度を目途に現代的な教育課題の基礎的研究を行う総合センター「教育研究機構（仮称）」と、震災後の教育復興のための未来志向型の支援センターの2つの教育研究センターに統合する。

- ・ [26-1] 平成29年度に引き続き「教員キャリア研究機構」において、学校における現代的な教育課題の中で、いじめ問題、総合学習、学力向上、防災教育に対応する本学の機能強化型の戦略研究（課題解決型の部門研究）を推進継続する。また、

研究成果の一部を公開研究会、公開講座等により、地域の学校教員に還元する。

[26-2] 新センター「教育研究機構（仮称）」の中に、第2期中期目標期間の実績と第3期中期目標期間における教育的課題や必要性から数個のコア・センター（仮称）などの部門を設け、新センターが東北地域の研究やニーズを的確に把握できるよう、運営委員には外部の有識者を起用する。また、各領域の専門性を発揮し、地域に貢献できる体制を整え、大学と附属学校の教育研究に関する情報交換を一層円滑にするため、附属学校の教員を各研究センターの研究協力者として登録する。

- ・ [26-2] 平成 29 年度に引き続き運営委員に外部の有識者を起用し、東北地域の研究動向及びニーズを把握するとともに、研究部及び教育研究部門において専門性を活かした戦略研究等を実施する。また、研究部及び研究領域に継続して附属学校の教員を兼務教員として加える。

[27-1] 東日本大震災以降、子供たちを取り巻く問題はますます大きくなっていることから、平成 28 年度に教育復興支援センターを改革し、学力や心身の健康などに起因する教育格差の縮減に取り組むなど、未来志向型の新センターとする。さらに、復興の先に目指すものとして、教育による地方創生の実現に向けて、産官学民の連携協働を積極的に推進しながら研究・実践を行う。

- ・ [27-1] 学習支援ボランティア、被災地視察研修等を継続し、被災地域の学校のニーズに合わせた支援、防災教育に関わる人材育成の要素を持つ課外活動等を実施する。

[27-2] 新センターは、国内他大学と連携しながら、防災・復興教育に関するネットワークのハブ的機能を果たすとともに、モデル地域を 1 から 3 に拡充し地方創生に寄与する。防災教育のための国内ネットワークを構築し、本学の研究成果を提供する。さらに、諸外国の関係機関とも連携して、防災教育についての情報交換を進める。また、新センターの機能を充実させるため、新たに専任教員枠（1 名）を設ける。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・ [27-2] 防災教育又は防災管理にかかる研修、外部機関との共同研究／プロジェクトを実施する。また、部局間協定を締結する災害科学国際研究所との共同研究／プロジェクトを展開し、当該プロジェクトに本学の学部生及び院生を参画させ、防災復興人材の育成を図る。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

[28-1] 学長室の体制をより機能的な体制に強化する。大学運営上の基礎データを集約し、IR機能を強化し、政策決定のために活用する。学長室には情報収集と戦略を担うため運営上の課題ごとに教職協同によるワーキング・グループを設置し、学長が機動的にスピード感をもって政策提案できるような体制とする。また、実効性、効率性等の観点から、学長室を中心に既存の法人室や各種委員会等の役割について検証し、常に自己点検・評価を行う。

- ・ [28-1] データ集の年度更新及びデータ蓄積による経年変化の分析を実施する。

[28-2] 企業等の多様な見地からより広い評価や本学のあるべき姿について助言を得るため設置している法人支援アドバイザー会議等を活用し、法人運営に生かす。

- ・ [28-2] 第14回法人支援アドバイザー会議を開催し、多様な見地から助言を得て、法人運営に反映する。

[29-1] 男女共同参画を推進するための体制を検証し、具体的な取組方針や計画等を策定する。教員の女性管理職の比率を5%、教員女性比率を20%とする。

- ・ [29-1] 平成29年度に引き続き、女性職員のための出産・育児支援制度等をまとめたパンフレット又はホームページの作成について検討する。また、パンフレットの作成又はプロジェクト会議等の関係情報を本学ホームページ上に掲載する。

[29-2] 自らの活動の活性化、改善・向上させることにより、本学の管理・運営等の改善につなげるため、教員の業績評価（評価項目：教育、学校支援、研究、社会貢献、管理運営）及び事務職員の人事評価をよりの確に行うとともに、その結果をモチベーションの向上、給与等への反映などインセンティブにより強く活用する。

- ・ [29-2]-① 教員の活動状況の点検・評価の調査票項目の検証を行うとともに、教員に対し、その意義、制度理解を図る。
- ・ [29-2]-② 平成29年度に引き続き新人事評価制度を実施する。また、平成29年度の実施結果等を踏まえ、実施時期及び実施項目について検証する。

[30] 限られた学内予算を効率的に配分するため、毎年度、新年度予算の策定に先立って、学長及びその意を受けた財務担当理事の下で、既定経費の見直しと実績の点検・評価方法及び配分方法の見直しを行い、学長のリーダーシップを支える戦略的な学内予算を策定する。

- ・ [30] 平成31年度の学内予算配分に向けて、配分方法の見直しを継続し、学長裁量経費の増額を図る。

[31-1] 監事と役員との意見交換の場を定期的に持ち、監事が法人の経営及び業務の執行状況について確認を行うとともに、監事監査が実効性のあるものとなるよう、監査項目を毎年見直す。評価室は、監事と定期的に業務打合せを行い、監事業務が円滑に行われるように支援する。

- ・ [31-1] 定期的に学長及び学長以外の役員との意見交換を継続するとともに、監事の職務として可能な範囲で、本学の意思決定の段階における支援のあり方について検

討する。

[31-2] 業務の適正かつ能率的な運営を確保するため、監査による指摘事項を明確にし、かつ周知徹底のため、ホームページに掲載する。さらに、前年度指摘事項について翌年度末に改善具合を確認するため、指摘事項への取組について併せて掲載する。

- ・ [31-2] 監事監査の結果を重要な会議において報告するほか、周知徹底のためホームページに掲載する。また、指摘された事項への改善状況も同様に掲載する。

[32] 人事制度の見直しも含めた組織の点検・評価を効率的に実施するため、学長室の IR 機能を活用する等、評価体制の整備を行う。

- ・ [32]-① 平成 29 年度までの点検・評価の実施について改善等を実施し、評価体制の充実を図る。
- ・ [32]-② 非常勤職員の無期転換を含め職員配置について検討する。

[33] 学内の業績評価体制及び規程を整備し、給与や雇用形態に反映させるため、年俸制等を導入し、弾力的な雇用を行う。

- ・ [33] 年俸制雇用者の業績評価方法等に係る規則を制定する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

[34-1] 深い学識と人間力、実践的指導力を兼ね備えた高度専門職業人を育成するために、修士課程と教職大学院の改編を行う。

- ・ [34-1] 大学改革検討特別委員会からの答申をもとに再編の具体案について検討する。

[34-2] 教育現場における新たな課題へ柔軟に対応するために、既存の 7 教育研究センターを 2 つのセンターに改編し、年俸制を導入し、東北地区の 6 国立大学間でも連携できる幅広い分野の共同研究を推進させ、併せて学部及び大学院教育も担当できる人員配置を行う。

- ・ [34-2] 研究部及び教育研究部門において専門性を活かした戦略研究等を実施する。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

[35-1] 事務の効率化及び合理化のため、事務組織の全体像を把握したうえで会議の在り方、組織全体及び課・係の事務分掌を見直し、人事配置を含めた改編を行う。

- ・ [35-1]-① ペーパーレスによる会議へ移行できるものから順次移行を推進する。
- ・ [35-1]-② 非常勤職員の無期転換を含め職員配置について検討する。

[35-2] 事務職員の資質を向上させ企画立案能力を養成するため、特に若手職員に対して、課長等による自らの経験を踏まえた仕事の進め方などを中心とした横断型職員研修を実施する。さらに、専門機関が主催する研修に参加させるなど SD を推進し、大学運営の中核を担う人材を育成する。

- ・ [35-2] 外部で行う研修等に若手職員を優先的に参加させ、目的を持った仕事への取り組み等、職員個々の意識改善を図る。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

[36-1] 科学研究費助成事業を始め、民間の研究助成、受託研究及び奨学寄附金等の外部資金獲得のため、教員養成固有及び各教員の研究分野に積極的に応募するよう、外部資金の申請の有無に応じた研究費の傾斜配分などの対策を講じる。

- ・ [36-1] 前年度策定した教員研究費配分方針に従い、科学研究費助成事業への申請を増加させる。

[36-2] 公開講座関係の規程を見直し、細かな料金設定にすることにより受講者には適切な経費負担を求め、収入より経費が上回っている現状から脱却し、自己収入を増やす取組を行う。

- ・ [36-2] これまで文部科学省の事業により無料で行っていた中学校英語の免許法認定講習を有料の公開講座として開講し、収入増を図る。また、第3期中期目標期間中に収支を均衡させることを目指し、計画作りに着手する。

[36-3] 特許申請に関する学内規程を整備してきたことを活かし、教育分野での民間企業との共同研究や各教員の研究成果の公表による資金の確保を積極的に行う。

- ・ [36-3] 特許の活用に向けて検討を行うとともに、既存の特許について整理する。

[36-4] 寄附金等の外部資金受入額の5%相当を拠出し、学長のリーダーシップに基づく裁量経費として戦略的に配分し、教育研究環境を向上させる。

- ・ [36-4] 拠出金に関する取扱要項の制定により、新たに拠出された金額を学長のリーダーシップに基づく裁量経費へ充当し、教育環境の向上へ役立てる。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

[37-1] 学長の改革ビジョンに基づき、積極的な学内資源の再配分を行うため、既存事業における費用対効果を精査・検証するとともに、教職員のコスト意識を徹底し、組織の機能の活性化を進める。

- ・ [37-1] 平成29年度までの取組を継続するとともに、学長のビジョン達成に向け、更なる教職員のコスト意識の徹底を図る。

[37-2] 人件費の支出区分について、定期的な評価を行い、その結果に基づき、教育内容の低下を招かないよう考慮した上で見直しを行い、人件費の削減につなげる。

- ・ [37-2] 超過勤務削減に関する課長等に対する意識改革のため研修等を開催し、超過勤務削減を図る。

[38] 第2期中期目標期間中に取り組んだ東北地区の共同調達について、各取組・事業毎に経費の削減、業務の効率化・省力化の実績を踏まえた検証を行い、非効率な場合には、新たな手法を計画し取り組む。

- ・ [38] 新たに共同調達品目に追加できる品目を検討し、調達品目の拡充を図る。また、役務契約においては、実現可能なものから着手する。

[39] 第2期中期目標期間中に取り組んだ一般管理費の削減について、各取組・事業毎に経費の削減、業務の効率化・省力化の実績を踏まえた検証を行い、資源の再配分を行う。また、今後取り組むべき会議等のペーパーレス化など、事務作業のうち効率化・省力化ができる業務を精査し、経費を抑制させる。特に、ペーパーレス化を実施し、印刷・コピー等にかかる経費を削減させ、第2期中期目標期間中と比べ、5%削減する。

- ・ [39] 複写機の統一化の実現、会議等のペーパーレス化への移行により、消耗品等の経費削減の取組を継続するほか、裏面再使用、両面印刷、A3版袋とじ印刷等により紙使用量を抑制する。また、紙媒体での資料作成時には簡潔な資料の作成に心がけるほか、授業評価アンケートのインターネット上での実施を検討する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

[40] 教員養成大学として、教育現場で求められているICT活用能力、復興・防災などに対する理解力と適切な支援を行う力など実践的な教育力の履修のため、教育・研究設備等マスタープランに基づき、教育・研究に必要な基盤的な設備を中・長期的な視点で、計画的かつ継続的に整備する。

- ・ [40] 中・長期的な視点に立った基盤的設備の更新計画に基づき、基盤的設備の充実化及び先端的ICT設備の活用を図る。

[41] 収入がある施設について、建物構造の健全性を評価するとともに、将来需要を踏まえたうえで活用方法を見直し、稼働率を上げる。

- ・ [41] 大学改革支援・学位授与機構からの施設費交付事業として、女子学生寄宿舎の外壁を改修する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

[42] 組織の自己点検は、特に地域社会の要請を鑑み点検項目を掲げ、また、教職員の評価項目及び評価基準等について不断の検証を行いつつ、評価結果を有効活用するための方策を整備する。

- ・[42] 年度当初の年度計画策定、当該年度の年度計画執行、年度計画の執行状況の把握、課題となる点の改善策の検討等、PDCAサイクルを確立し、内部の質保証に資する評価を実施する。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

[43-1] 広報戦略室を中心に全学的な広報体制を整備し、広く社会に向けた情報を発信する。ホームページやSNS、広報誌等を通じ、入試や就職状況、教育研究等を含めた大学運営全般の情報及び大学COC事業やJICA集団研修事業から派生する事業の取組を定期的に発信し、第3期中期目標期間の平均ホームページ利用者数を平成27年度比で5%上げる。また、「大学ポートレート」の掲載情報を充実させ、「大学ポートレート」を経由した本学ホームページへの訪問者に一層の情報を提供できるよう情報量及びアクセシビリティを向上させる。

- ・[43-1] HPのアクセシビリティ向上のため、スマートフォンへの対応を実施する。

[43-2] 学内の取組を外部に発信する重要性について意識を高めるため、若手職員や学生を大学広報の企画に参加させ、情報の受け手側の立場に立った情報発信力を向上させる。

- ・[43-2] 学内のニュースをより多く集める手法について、学生及び若手職員を参画のもと検討し、大学広報誌、SNS等の情報発信に活用する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

[44-1] 学生・教職員はもとより地域住民や障害がある人が円滑に利用できるよう安全で良好なキャンパス環境を実現するため、バリアフリー化を重点的に整備するとともに、マスタープランの見直しを行う。その際、施設の省エネルギー化・長寿命化を踏まえた施設整備・修繕計画に基づき、国の財政措置の状況を踏まえ、防災機能強化や老朽対策を推進することによりトータルコストの削減を図り、光熱水費等の削減分を活用して戦略的な施設マネジメントを実施する。

・[44-1] 設備の状況確認の結果を踏まえ、整備計画を作成する。

[44-2] 本学の機能強化に対応する最適な配置・配分を行うため、トップマネジメントによる学長裁量スペースの確保や共同利用スペースの増加など一層の施設スペースの有効活用を行う。

・[44-2] 退職教員等研究室の返納及び使用又は一時使用の手続きの継続実施等により、研究室等施設が大学から借用していることの意識徹底を図る。また、教員数及び学生数などによる各講座の面積を確認し、各講座使用面積検討の資料を作成する。

[44-3] 地球環境への配慮や施設運営の適正化の観点から、エネルギー使用量の見える化を更に進展させ、省エネルギーに対する意識を向上させるとともに、施設の高断熱化やガス空調設備への転換など省エネルギー化整備の推進により、エネルギー使用量を第3期中期目標期間中に年平均1%以上削減する。

・[44-3] 環境教育実践研究センターの外壁の断熱、照明のLED化、熱交換型換気扇、節水型便器採用による省エネ及び構内の外灯のLED化を推進する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

[45-1] 安全衛生管理体制等について点検を行い、環境を整える改善策を講ずるとともに、引き続き年1回安全週間を設定し、健康管理、事故防止へ教職員の意識を向上させる。非常時に応急手当ができるよう学生及び教職員の普通救命講習の受講を促進させ、受講者数を第2期中期目標期間の平均値より15%上げる。

・[45-1] 未受講者及び受講から3年を経過する教職員に対し、積極的な受講を要請する。

[45-2] 東日本大震災以降、教育復興支援センターが学校における災害時の危機管理や避難所運営に関して得た知見を基にした活動を、第2期中期目標期間中は「復興カフェ」やワークショップを通じ学内に周知するとともに、附属学校とも連携してきた。第3期中期目標期間には、学校防災に係る研究成果を大学や附属学校との安全管理に直接的に反映させ、安全マニュアルや非常用備蓄品、緊急時対応用具の改善を行い、その活用方法に関する研修を実施する。

・[45-2] 近隣大学及び町内会と協力し、青葉地区周辺の防災MAPを作成する。

[45-3] 災害発生時の体制について、震災の体験を踏まえた具体的なシミュレーションを行い、近隣大学や地域（町内会）と連携可能な事項を整理するとともに、毎年行う防災訓練で問題点を検証しながらより実態に即したものとなるよう改善する。訓練の参加者数を平成27年度比で20%増加させる。

- ・ [45-3] 全学的な総合防災訓練を実施し、教職員及び学生に適切な対応行動の認識を広めるとともに、防災意識の定着を図る。

[45-4] 附属学校では、第2期中期目標期間に引き続き、自然災害発生を想定した避難訓練や引き渡し訓練、不審者を想定した避難訓練等、緊急時への対応の取組を実施する。また、第2期中期目標期間中に特別支援学校で障害のある子供に配慮した防災訓練を実施し、第3回国連防災世界会議において周知した実績を基に、第3期中期目標期間には、災害弱者を包摂する学校安全管理体制を充実させ学校防災ガバナンスを構築する。

- ・ [45-4] 引き続き各校園単位での避難訓練や不審者を想定した訓練を実施し、状況に応じてマニュアルの改善を検討するとともに、発達段階に応じた指導により防災及び減災に係る意識を涵養する。

[45-5] 危機管理意識を向上させ、台風や大雪による交通障害などの具体的な事例に基づく対応の整備を推進し、危機管理体制の機能を強化する。

- ・ [45-5] 自然災害の発生が予想される際は、事前に学内通知、報道機関対応等手順の確認を行い、発生時に的確に対処する。

3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

[46-1] 法令遵守の推進に係る体制の構築をもとに、監事及び内部監査担当部署において、本学の活動に関わる諸規則、ガイドライン等の有効性を常に検証し、コンプライアンス推進責任者へ定期的に報告し、公正、適切な職務遂行を通じて、本学の地域社会における信頼を維持する。

- ・ [46-1] 監事及び内部監査担当者による本学の活動に関わる諸規則、ガイドライン等の有効性に係る検証と、本学でのコンプライアンス推進体制の整備を実施する。

[46-2] 「研究機関における公的研究費の管理・監査に関するガイドライン」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、本学独自のパンフレット「研究活動上の不正防止ガイド」を作成・配付し、コンプライアンス推進責任者及び研究倫理教育責任者による倫理教育等の実施の徹底を推進する。特に教員養成大学として附属学校を有していることから、大学だけでなく附属学校においても複数回実施し、個人が受講できる機会を複数回確保する。また、職務の都合で参加出来ない教職員には個別に対応し、必ず全職員が受講できるようにする。

- ・ [46-2] 「研究機関における公的研究費の管理・監査に関するガイドライン」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づいた不正行為に対応する実行ある取り組みを推進する。

[47] 情報セキュリティを確保するため、引き続き脆弱性対策、情報漏洩や不正アクセス防止対策を強化する。また、常に点検を行い新たな事例等を研修事項に盛り込めるよう随時内容の見直しを行いつつ、新任教職員研修会をはじめとした教職員対象の講習会等を実施し、本学全体の情報セキュリティの知識と情報モラルの意識向上を高める。

- ・ [47] 脆弱性検査により、情報漏洩及び不正アクセスの防止対策等を行う。また、新たな事例を盛り込んだ情報セキュリティ講習会等及び情報セキュリティ監査を実施する。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

1. 短期借入金の限度額

679,412 千円

2. 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要な対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

IX 剰余金の使途

毎事業年度の決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1. 施設・設備に関する計画

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予定額	財 源
・青葉山団地総合研究棟改修 (附属環境教育実践研究センター) ・ライフライン再生(排水設備) ・小規模改修	総額 400	・施設整備費補助金(382) ・(独)大学改革支援・学位授与機構 施設費交付金(18)

(注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2. 人事に関する計画

- ・キャリアサポートセンター所属の特任教員に教職経験者を採用し、指導体制の充実を図る等、採用計画を検討する。
- ・年俸制雇用者の業績評価方法等に係る規則を制定する。
- ・非常勤職員の無期転換を含め職員配置について検討する。
- ・組織の点検・評価の実施について改善等を実施し、評価体制の充実を図る。
- ・平成 29 年度に把握した学校現場での授業実施又は児童若しくは生徒を直接指導した経験を有しない教員に対しての学校現場での研修等実施について検討する。

(参考 1) 30 年度の常勤職員数 277 人

また、任期付き職員数の見込みを 3 人とする。

(参考 2) 30 年度の人件費総額見込み 2,889 百万円

(別紙) 予算 (人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	2 7 4 2
施設整備費補助金	3 8 3
船舶建造費補助金	0
補助金等収入	3
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	1 8
自己収入	9 1 1
授業料、入学金及び検定料収入	8 7 7
附属病院収入	0
財産処分収入	0
雑収入	3 4
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	1 1 3
引当金取崩	0
長期借入金収入	0
貸付回収金	0
目的積立金取崩	4 3
出資金	0
計	4 2 1 3
支出	
業務費	3 6 9 6
教育研究経費	3 6 9 6
診療経費	0
施設整備費	4 0 1
船舶建造費	0
補助金等	3
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	1 1 3
貸付金	0
長期借入金償還金	0
大学改革支援・学位授与機構施設費納付金	0
出資金	0
計	4 2 1 3

[人件費の見積り]

期間中総額 2, 889百万円を支出する (退職手当は除く)。

2. 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	4 3 8 1
經常費用	4 3 8 1
業務費	4 0 6 9
教育研究経費	9 6 9
診療経費	0
受託研究費等	8 3
役員人件費	5 2
教員人件費	2 3 3 1
職員人件費	6 3 4
一般管理費	1 8 8
財務費用	1
雑損	0
減価償却費	1 2 3
臨時損失	0
収入の部	4 3 3 8
經常収益	4 3 3 8
運営費交付金収益	2 7 4 2
授業料収益	8 0 5
入学金収益	1 2 1
検定料収益	2 3
附属病院収益	0
受託研究等収益	8 3
補助金等収益	3
寄附金収益	3
施設費収益	4 0 1
財務収益	1
雑益	3 3
資産見返運営費交付金等戻入	8 4
資産見返補助金等戻入	3 5
資産見返寄附金戻入	4
資産見返物品受贈額戻入	0
臨時利益	0
純利益	▲ 4 3
目的積立金取崩益	4 3
総利益	0

3. 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	4 3 8 8
業務活動による支出	3 7 4 6
投資活動による支出	4 6 7
財務活動による支出	1
翌年度への繰越金	1 7 4
資金収入	4 3 8 8
業務活動による収入	3 7 7 0
運営費交付金による収入	2 7 4 2
授業料、入学金及び検定料による収入	8 7 7
附属病院収入	0
受託研究等収入	8 3
補助金等収入	3
寄附金収入	3 1
その他の収入	3 4
投資活動による収入	4 0 1
施設費による収入	4 0 1
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	2 1 7

別表（学部の学科、研究科の専攻等）

教育学部	<p>初等教育教員養成課程 752 人 （うち教員の養成に係る分野 752 人） 中等教育教員養成課程 428 人 （うち教員の養成に係る分野 428 人） 特別支援教育教員養成課程 200 人 （うち教員の養成に係る分野 200 人）</p>
教育学研究科	<p>特別支援教育専攻 6 人 （うち修士課程 6 人） 教科教育専攻 44 人 （うち修士課程 44 人） 高度教職実践専攻 64 人 （うち専門職学位課程 64 人）</p>
附属幼稚園	<p>160 人 学級数 5</p>
附属小学校	<p>760 人 学級数 24</p>
附属中学校	<p>480 人 学級数 12</p>
附属特別支援学校	<p>小学部 18 人 学級数 3 中学部 18 人 学級数 3 高等部 24 人 学級数 3</p>